社会福祉法人おあしす新川 役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人おあしす新川(以下「本法人」という。)の役員、評議 員及びその他の者が、本法人の用務のため出勤又は委員会等の会議に出席した場合の報 酬並びに費用の支給基準を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。
 - (1) 役員 本法人定款第15条に規定する理事の内非常勤の理事及び監事
 - (2) 評議員 本法人定款第5条に規定する者
 - (3) 評議員選任・解任委員会委員 本法人定款第6条第2項に規定する者
 - (4) 各委員会委員

本法人が設置する苦情処理委員会及び入所検討委員会の委員

- (5) 報酬 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益のこと(その名称を問わない)
- (6) 費用 職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(日当、宿泊費及び雑費を含む)、手数料などの経費

(報酬の支給)

- 第3条 本法人は、役員、評議員、評議員選任・解任委員会委員及び各委員会委員の職務 執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 理事長については、別表2に定める報酬を支給することができる。
- 3 理事長を除く役員等には、理事会等への出席の都度、別表3に定める額を支給することができる。
- 4 評議員には、本法人定款第8条に定める金額の範囲内で、評議員会への出席の都度、定額を支給することができる。
- 5 監事には、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支払うことができる。
- 6 評議員選任・解任委員会委員及び各委員会委員には、委員会等への出席の都度、定額 を支給することができる。
- 7 本法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬は支給しない。

(報酬額の決定)

第4条 本法人の理事の報酬総額は、別表1「理事の年間報酬総額」に定める金額の範囲内とし、報酬は別表2「理事長の報酬」及び別表3「役員及び評議員等の会議出席等に係る報酬」に定める額とする。

- 2 監事の報酬は、別表4「監事の年間報酬総額」に定める金額以内とし、各監事に対する報酬の額は、別表3「役員及び評議員等の会議出席等に係る報酬」及び別表5「監事の監査に係る報酬」に定める額とする。
- 3 評議員の報酬は、本法人定款第8条に定める金額の範囲内において別表2「役員及び 評議員等の会議出席等に係る報酬」に定める額とする。
- 4 評議員選任・解任委員会委員及び各委員会委員の報酬は、別表 2 「役員及び評議員等の会議出席等に係る報酬」に定める額とする。

(報酬の支給方法)

- 第5条 理事長の報酬は月額とし、翌月26日に本人の指定する本人名義の預金口座へ振込により支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日または国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日等でない日に支給する。
- 2 理事長以外の役員等報酬は、会議等の開催日の属する月の翌月26日に本人の指定する本人名義の預金口座へ振込により支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日または国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日(以下

「日曜日等」という。)に当るときは、その日前の最も近い日曜日等でない日に支給する。

3 監事の監査に係る報酬は、毎事業年度の監査終了日の属する月の翌月の26日に本人の指定する本人名義の預金口座へ振込により支給する。ただし、その日が日曜日等に当るときは、その日前の最も近い日曜日等でない日に支給する。

(報酬等日割り計算)

- 第5条の2 理事長の報酬は就任した日から支給する。
- 2 理事長が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数 を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

- 第5条の3 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
 - (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(費用)

- 第6条 本法人は、役員、評議員、評議員選任・解任委員会委員及び各委員会委員が、その職務の遂行に当たって負担した、本法人が認める費用について、請求のあった日から 遅滞なく支払うものとする。
- 2 役員及び評議員等が会議等に出席したときは、別表6により、交通費相当として費用

弁償費を支払うことができる。

(公表)

第7条 本法人は、この規程をもって、本法人定款第8条及び第21条に定める報酬等の 支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

付 則

- 1 この規程は、平成29年6月14日から施行する。
- 2 社会福祉法人おあしす新川役員等報酬規程は廃止する。
- 3 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 理事の年間報酬総額

名 称	金額
理事の年間報酬総額	2,000,000 円

別表2 理事長の報酬

役職名	金	額
理事長	月額	100,000 円

別表3 役員及び評議員等の会議出席等に係る報酬

会議名等	出席者	報酬		
理事会	 役員	1日あたり	5,000	円
評議員会	役員、評議員	1日あたり	5,000	円
評議員選任・解任委員会	役員、委員 (職員を除く)	1日あたり	5,000	田
各委員会	委員	1日あたり	5,000	円
法人用務のため	役員、評議員 各委員会委員	要した時間 (1時間あたり)	1,000	円

別表4 監事の年間報酬総額

名 称	金額
監事の年間報酬総額	200,000 円

別表5 監事の監査に係る報酬

名 称	金額
事業年度につき一律一人	10,000 円

別表6 役員及び評議員等の会議出席等に係る交通費相当の費用額

地 域	金額
朝日町	1日あたり 500 円
入善町	1 目あたり 0 円
黒部市	1日あたり 500円
魚津市	1日あたり 1,000円
上記以外の地域	1日あたり 2,000 円